

電子メール申請時の注意事項（消防訓練実施計画報告書）

- ◎ 消防職員を要請する場合は、書類を持参して担当署で打合せを行ってください。（電子メール申請不可）
- ◎ 記載内容について、不明な点や誤りがある場合は、担当署から訓練担当者の方へ電話またはメールにより確認連絡を行います。
- ◎ 実際に通報する場合で、他の消防訓練の日時と重なったときは、通報時刻の変更（調整）を依頼します。
- ◎ 実際に通報する場合は、通報を受けた職員へ「訓練火災です！」と伝えてから、通報内容を話してください。